

少子・高齢化の今 社協を独立させて 独自の事業展開を

部分が非常に増えると思うが、補助団体である社協のあり方はどうあるべきか。将来の社協事業の増加や社団法人の性格から総合福祉センターが必要と思うが。また、当市の福祉推進のため、より一層綾瀬西高との産学協同を進めてはどうか。

に取組んでおり、地域の核として地区社協がその役割を果たすことになる。また、本来社協が市役所内にあることは好ましくないが、将来的に独立した施設ができるまでは、現状で考えている。綾瀬西高のデイケアセンターは、特色ある学校づくりにして実施したもので、福祉教育の推進にとって非常に好評であり、さらに広がりを感じて考えている。(他に「人事について」「情報公開共有について」を質問)

市民が安心できる道路管理のための仕組み作りを

日本共産党 上田 祐子

問 交通の支障となる道路わきの草や樹木は、毎年生えてくるため、市民からの通報等の情報をリスト化して、毎年、早めに対応できるように

にすべきでは。日常的に目が行き届かない道路はどこなのかを把握するなど、膨大な道路全体を偏りなく管理しては。交通事故については、物損事故も含めて警察から情報を集め、また市民が危険を感じている箇所も

把握し、それらを蓄積して原因の検討や対策を立てる仕組みが必要では。切り下げ等により危険な歩道が長年放置されているのは問題であり、優先的に予算化し、対応すべきでは。

答 樹木の伐採は、情報を受けた段階で即対応しているが、市民への啓発と併せて、リストアップして対応していきたい。道路管理は、限られた職員の中だけではあるが、これらもきめの細かいパトロールを実施していきたい。交通事故は、人身事故のみ大和署から情報を受け統計資料を作成しているが、今後、物損事故の情報収集と併せて原因や対策を分析するための研究をしたい。歩道問題等については、自治会長会議やふれあいとくにおいて、情報提供の周知を図り、内容を把握した中で予算措置もしていきたい。

(他に「精神保健福祉の充実を」を質問)

住基ネットに接続を希望 しない住民には選択制を

日本共産党 松本 春男

問 住基基本台帳ネットワークシステムに対しては、全国各地の地方自治体や住民から導入を危惧する声が多く聞かれる。国は、このシステムを市町村のためとしているが、実態は国のためと言わざるを得ない。現状では安全性が確立していないことや警察情報などへの利用拡大の危険性等の問題を多く含む中において、接続を希望しない住民の権利を尊重し、選択制の導入を考えないか。もし、情報の漏えい事故が発生した場合、どこがどのように賠償責任を負うのか。また、南部と北部の連絡所での対応と住基カードの再交付などにおける費用負担はどのようになるのか。

答 住基ネットは、全国規模で本人確認を効率的に行うシステムであり、住民の利便性増進と事務の合理化に資するものである。選択制に対する国の見解は違法であり、本市では法の趣旨にのっとり万全を期して進めている。賠償責任に関してはその状況に応じて対応するが、個人情報保護に万全を尽くす。また、南北の連絡所には、このシステムがないので、住基カードや運転免許証等での本人確認によって、住民票の広域交付をしていく。住基カードの再交付には五百円の負担が必要だが、パスワードを忘れた場合等カードの初期化が可能な場合は無料である。

「意見書」とは

意見書とは、広く社会一般の利益に関する事柄で、直接、議会の権利が及ばない国等の事務について、議会としての意思をまとめた文書のことをいい、市民の皆さんからの要望や意見を国政や県政に反映させるために、国や県に対して提出するものです。

これは、地方自治法第九十九条の「議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」という規定に基づいたものです。



市民スポーツセンター体育館で行われているサッカースクール。未来のJリーガー、Lリーガーを目指して、ドリブルやパスを熱心に練習していました

市議会への請願や陳情

どなたでも提出できます

市民の皆さんは、どなたでも、身近で困っている問題について市議会にその実情を訴えることができます。これを請願又は陳情といいます。

請願（又は陳情）は、次のことに注意してください

- ・書式は、《例》を参考に日本語で作成し、趣旨を簡潔にまとめてください。内容が2件以上にわたるときは1件ごとに提出してください。
- ・複数の方が提出する場合は、代表者を決めてください。
- ・請願には、趣旨に賛同する1名以上の紹介議員が必要です。
- ・受付は、随時行いますが、各定例会ごとに整理しますので、詳細は議会事務局までお問い合わせください。
- ・郵送により提出された陳情は、審査案件とせず要望書扱いとし全議員への配付とします。

《例》

に関する請願(陳情)

平成 年 月 日

綾瀬市議会議員 殿

紹介議員 (署名又は記名押印)

請願(陳情)者住所
氏名 印

趣旨
理由

「市議会報あやせ」 発行と配布場所のお知らせ

「市議会報あやせ」は、年四回の発行。二月、五月、八月、十一月の各十五日の新聞(休刊日の場合は十四日)の朝刊に折り込んで、皆様のご家庭にお届けしています。折り込んでいる新聞は、読売、朝日、毎日、産経、東京、神奈川、日本経済の七紙です。

また、新聞未購読世帯の皆さんのために、発行日には、次の公共施設や駅にも置いてあります。

- 公共施設
- 市役所行政資料コーナー
 - 高齢者福祉会館
 - 福祉会館・綾北福祉会館
 - リサイクルプラザ
 - ながぐつ児童館
- 駅舎
- 相模 相模大塚
 - 相鉄 さがみ野
 - 相鉄 かしわ台
 - 相鉄 海老名
 - 小田急 海老名
 - 小田急 長後
- 寺尾児童館
小園児童館
保健医療センター
市民スポーツセンター
中央公民館
各自治会館
各地区センター
寺尾いずみ会館
南部ふれあい会館
図書館